

第7章 - 3

容器包装リサイクル法に係る所管業種の取扱いについて

平成14年2月
環境省・経済産業省・
財務省・厚生労働省・
農林水産省

1. 基本的事項

容器包装リサイクル法に係る各省の所管業種については、以下のように分類する。

【財務省】

酒類製造業、たばこ製造業、酒類卸売業、たばこ卸売業、酒小売業、たばこ・喫煙具専門小売業

【厚生労働省】

医薬品製造業、医薬品卸売業、医療品卸売業、医薬品小売業、医療用機械器具卸売業（経済省と共管）、旅館、医療業、保健衛生、社会保険、社会福祉、（生活協同組合）

【農林水産省】

農業、林業、漁業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（酒類、たばこを除く）、農畜産物・水産物卸売業、飲食料品卸売業（酒類を除く）、飲食料品小売業（酒を除く）、肥料・飼料卸売業（化学肥料卸売業を除く）、種苗卸売業、種実卸売業、植木卸売業、花卸売業、農耕用品小売業、花・植木小売業、飲食店、農林水産業協同組合

【経済産業省】

製造業（他省が所管するものを除く。）、
卸売業（他省が所管するものを除く。例えば、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業等）、小売業（他省が所管するものを除く。例えば、各種商品小売業、コンビニエンス・ストア 等）

【環境省】

愛がん用動物卸売業、愛がん用家きん卸売業、観賞用魚卸売業
愛がん用動物小売業、観賞用魚小売業

2. 転業等業種変更に伴う所管について

転業等により業種が変更となった場合の取扱いは次による。

- (1) 特定事業者が転業等により業種を変更した場合の所管については、変更後の業種を所管している省庁が、変更前の業種分を含め、当該特定事業者の所管を行う。
- (2) 特定事業者の所管の変更に当たり、変更前の業種を所管する省庁は、変更後の業種を所管する省庁に対して、当該特定事業者に係る過去の指導等の事績などについて、情報提供を行うこととする。
- (3) 当該特定事業者に係る過去の指導等に起因して問題等が生じた場合には、(1)に拘わらず、変更前の業種を所管する省庁と変更後の業種を所管する省庁が協力の上、当該問題等に対処することとする。